

幼保連携型認定こども園設置の認可に係る主なご意見及びそれに対する市の考え

主なご意見		佐世保市の考え
○職員の配置		
(1)	事務職員1名の配置は少なくないか。保育教諭の負担増とならないか。	現在の保育所においても、事務職員1名の配置であることから運営に支障はないものと想定しますが、今後、教育・保育業務に支障が出る場合は、各施設の判断において職員の配置等がなされるものと考えます。
(2)	看護師は配置しなくてよいのか。	看護師の配置は、認可における基準上必須ではないため、各施設の判断となります。
○教育保育内容		
(1)	教育・保育の内容は適正か。	教育・保育の内容につきましては、各施設の理念・方針等に基づき計画され施設の特徴の一つとなるものであり、各保護者が施設を選定する際の判断材料となるものであることから、各施設の方針等が尊重されるべきものと考えます。
○子育て支援事業		
(1)	子育て支援事業の職員は専任化されているのか。	子育て支援事業につきましては、主幹保育教諭が担うこととなり、主幹保育教諭が専任化できるよう、専任化代替職員を加配しています。
(2)	子育て支援事業の実施方法は適正か。	認可基準において、子育て支援事業の実施回数は週3回以上の実施となっており、実施時間についての制限はありません。実施方法につきましては、地域のニーズに合わせて実施内容、回数、時間等は柔軟に対応していただいております。
○運営・管理		
(1)	開所時間は適正か。	認可基準において開所時間は、1日につき8時間以上11時間以下を原則とし、保護者の就労時間等を考慮し園長が定めることとなっています。また、11時間を超過して保育を行う延長保育については、保護者の就労時間等を考慮し園の判断において実施するものであることから、開所時間については問題ないものと判断します。
(2)	新型コロナウイルス感染症等の対策はどのように行われているか。	新型コロナウイルス感染症の対策として、補助金を活用し換気設備等の充実を図る等、各施設において適切に対応していただいています。また、その他の感染症に対しては厚生労働省が示している「保育所における感染症対策ガイドライン」を基に、感染症への対策を実施されています。
(3)	施設設備の安全管理は問題ないか。	施設設備の安全管理については、各施設において定期的に点検を実施されます。
(4)	飲料設備及び足洗用設備が不足していないか。	飲料設備は手洗設備と兼用として使用できるため不足しないと判断しています。また、足洗設備は必要な場所(園庭)に設置していることから問題ないと判断しています。